

奈良市 都市景観形成地区建造物保存整備費補助金 募集要項

この事業は国土交通省の街なみ環境整備事業を活用して実施しています。

応募受付期間：令和6年4月8日（月）から8月30日（金）

事業実施期間：令和7年度交付決定通知日から令和8年2月28日（土）

1 事業趣旨・対象事業

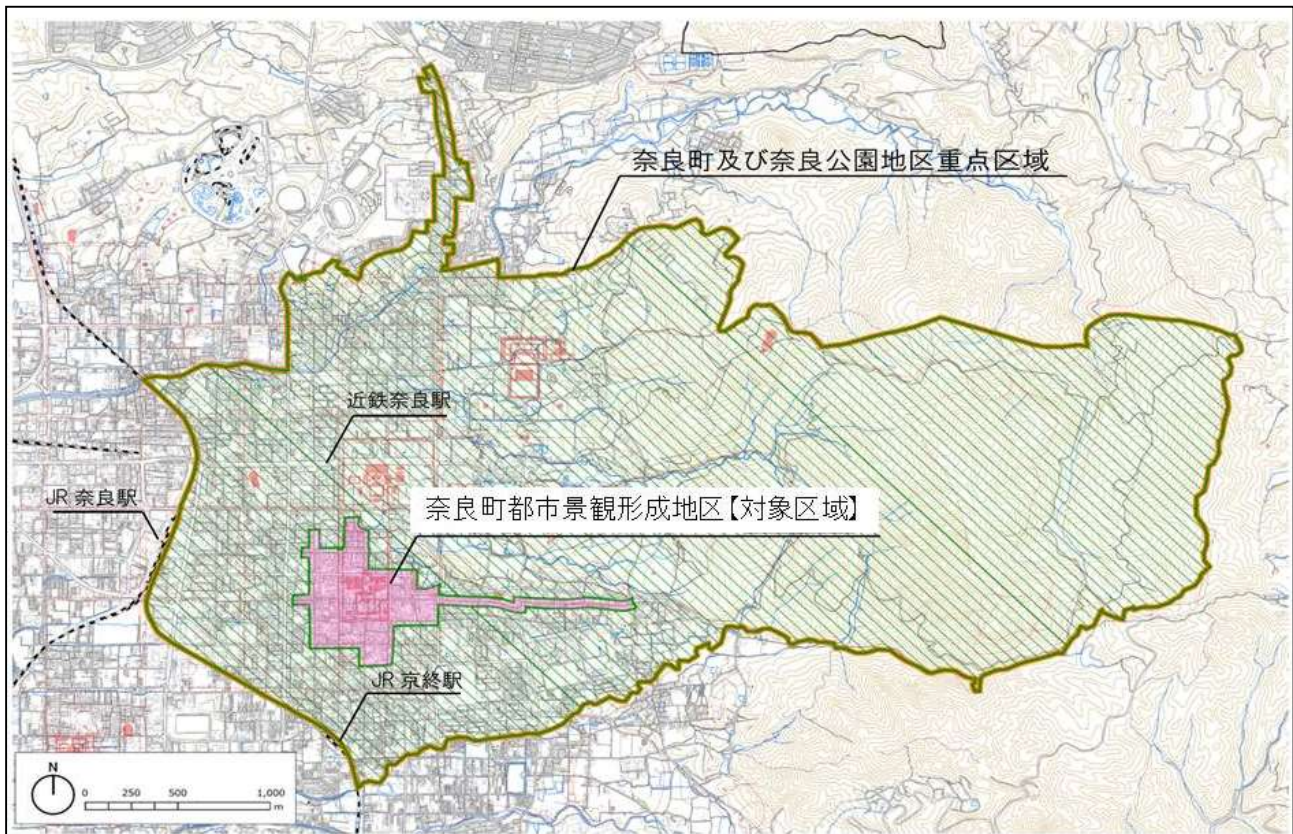
ならまちの景観を保全し、後世に伝えるために、奈良町都市景観形成地区内で実施する新築、建替え、改修等の事業のうち、周囲の町並みに調和するようなものとなるよう景観形成を図る建造物の修景事業に対して補助金を交付します。

※修景とは、建造物を周囲の景観に調和させ、景観形成を推進する行為をいい、外観が当該地区にふさわしい形態となるよう、修景基準に基づいた建造物の整備を行うことです。建造物の新築、増築、改築などが対象行為となります。

2 対象区域

奈良町都市景観形成地区

※なら・まほろば景観まちづくり条例第9条第1項の規定により指定された都市景観形成地区をいいます。



3 対象となる建造物

対象区域内に所在する建築物、工作物（新築を含む）のうち道路に面しているもの。
ただし、以下の物件は除きます。

- ① 登録有形文化財及び登録記念物
- ② 県指定有形文化財及び県指定史跡又は県指定名勝
- ③ 市指定文化財
- ④ 景観重要建造物
- ⑤ 都市景観形成建築物等
- ⑥ その他、歴史的風致の維持及び向上に資すると認められるものであり、かつ概ね昭和中期以前に建設されたもの

※ ①～⑥のいずれかに該当する物件については、歴史的な建造物の維持・保存や、伝統的な様式へ復原するための外観修理事業を対象とした「奈良市歴史的風致形成建造物保存整備事業補助金」の利用が可能ですので、ご検討ください。

「奈良市歴史的風致形成建造物保存整備事業補助金」ホームページ
<https://www.city.nara.lg.jp/site/naramachi/10261.html>



4 修景基準

補助対象事業は以下の修景基準にすべて適合する必要があります。

項目		修景基準（補助対象）	
建築物	位置	位置	現在の町並みの壁面線をそろえる。やむを得ず後退させる場合は、伝統的な塀等を設置して、町並みの連続性を維持する。
		敷地	原則として、現在の町並みを形成している歴史的な敷地の形状を維持する。
	構造	構造	原則として木造とする。やむを得ずその他の工法とする場合は、規模・形態を周囲の伝統的な景観に調和したものとする。
		高さ	建築物の高さは前面道路境界線より奥行10mまでは8m以下、10m以遠においては高さ15m以下とする。各階高や軒の高さは、建築物全体のプロポーションや周囲の景観との調和、町並みの連続性に配慮する。
		幅	前面道路に面する建築物は、概ね敷地の間口いっぱいに建てるものとし、前面道路に面した空地は設けないものとする。
	外観の意匠	屋根・庇	原則として、切妻造平入り日本瓦（棧瓦・本瓦）とし、大屋根の勾配は4～5寸勾配を標準とする。1階部分には周辺の伝統的建造物と調和するよう通庇を設ける。
		外壁	原則として、漆喰塗壁、腰板張りとし、側面は周辺の伝統的建造物と調和させる。
		玄関・窓等	原則として、出入り口は周辺の伝統的建造物にならった板戸、格子戸等とする。その他の開口部には木製あるいはアルミ戸（木目調・黒・茶色等）を設け、周辺の伝統的建造物と調和させる。
		色彩	伝統的な景観に調和したものとする。
		建築設備	道路から直接見えない位置に設ける、又は機器を外壁の色彩と合わせる、もしくは木製格子等で覆うなどして、周囲の伝統的な景観に調和したものとする。
		その他	建築物の外部に照明器具等を設ける場合は、周囲の伝統的な景観に調和する形態・意匠とする。
	工作物	塀	土壁・真壁塀等伝統的な形式のもの、又はそれらにならった意匠のものとする。
門		伝統的な形式のもの、又はそれらにならった意匠のものとする。	
駐車場（営業用）		道路に面した駐車場は、原則として設置しない。やむを得ず設ける場合は、塀・門等で周囲の伝統的な景観に調和したものとする。なお、塀・門は他の基準を満たすものとする。	

（注）建造物の修景を計画・設計するにあたっては、『奈良町—伝統的な建築様式参考図集—』（奈良市教育委員会、1989）を参考にすること。

※『奈良町—伝統的な建築様式参考図集—』は奈良市ホームページ（<https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/108/187035.html>）に掲載しています。右記QRコードからご覧ください。



5 補助対象となる経費と範囲

補助対象となる経費

3で定める補助対象となる建築物や工作物のうち、屋外に面し広く一般公衆から見える部分の外観を修景するために直接必要となる経費で、設計費（工事監理費、測量、調査に要する費用を含む。）、及び、以下の表の補助対象部分の記載の範囲内の工事費（材料費及び施工費）

補助対象とならない経費

内部改修に要する経費、耐震診断や耐震改修に要する経費、解体撤去に要する経費、設備の設置に要する経費、基礎施工に要する経費、工事のための諸経費（光熱水費、土地借用、道路占用、警備員等）、建築確認に要する経費 など

補助対象部分

建築物	屋根 (庇を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・下地（垂木、野地板、屋根防水）、瓦、破風板
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・下地を除く外壁の仕上げにかかるもの（漆喰仕上げの塗り部分、腰板張りの板材等） ・柱等の構造物及びそれらに塗装される防腐塗装等の仕上げ
	金物	<ul style="list-style-type: none"> ・樋一式（ただし、塩ビ製でないものに限る） ・水切り等の金物一式
	建具	<ul style="list-style-type: none"> ・開口部の建具と格子（木製格子建具、金属製建具等）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎部分における束石等の仕上げ ・外部土間部分の石敷き、玉砂利洗い出し等の仕上げ ・室外機等の建築設備を隠すための格子等 ・その他仕上げ等については別途検討する。
工作物	門、塀	<ul style="list-style-type: none"> ・道路面に設置される塀及び門の道路に面した部分 ・塀における表面仕上げ（漆喰塗り、腰板等） ・屋根に設置する瓦（範囲は建築物に準ずる） ・駒寄せ ・その他仕上げ等については別途検討する。 ・土塀等の補助対象となる範囲については工法等により別途検討する。

備考

屋根に係る補助の範囲に限り、全面を対象とする。

外部土間等の外構は、道路に面する部分のみを対象とする

6 補助金額

1件あたり補助対象経費の10分の5以内の額（千円未満切捨）
限度額800万円

※補助対象経費が5万円以下の場合、交付対象となりません。

※予算、国費の都合上、減額することがあります。予めご了承ください。

※事業内容を変更する場合は、必ず事前に奈良町にぎわい課（Tel0742-24-8936）に相談してください。補助金の交付額は、変更内容に則して再度算定しますので、当初の交付決定額より変更となる場合があります。また、完了検査の際に、申請どおりに完了できていないことが認められた場合、補助金を交付できない場合があります。

7 補助事業の対象者（対象者の資格）

次の（1）（2）のいずれかに該当し、かつ、下記の対象者の要件①～⑤のすべてを満たす個人、もしくは、事業者等を対象とします。

- （1） 補助対象物件の所有者
- （2） 補助対象物件に係る借地権、借家権、使用権等を有する方で、事業実施について所有者全員の同意を得ている方

<対象者等の要件>

- ① 修景事業を実施できること。
- ② 市税を滞納していないこと。
- ③ 補助を受けた建造物を適正に維持管理できること。
- ④ 補助対象物件の名称、所在地、事業概要（事業費、補助金額、修景前後の写真、意見聴取の内容）等の公表に同意できること。
- ⑤ 社会の秩序や安全に脅威を与え、社会の発展を妨げる団体及びその構成員、個人でないこと。

8 応募方法

応募までに必ず事前相談が必要です。

まずはホームページのお申し込みフォームもしくは奈良町にぎわい課へ電話（Tel0742-24-8936）にてご予約ください。なお、応募については、「応募の手引き」を必ず一読ください。

※ 応募に係る経費はすべて応募者負担とします。また、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却いたしません。

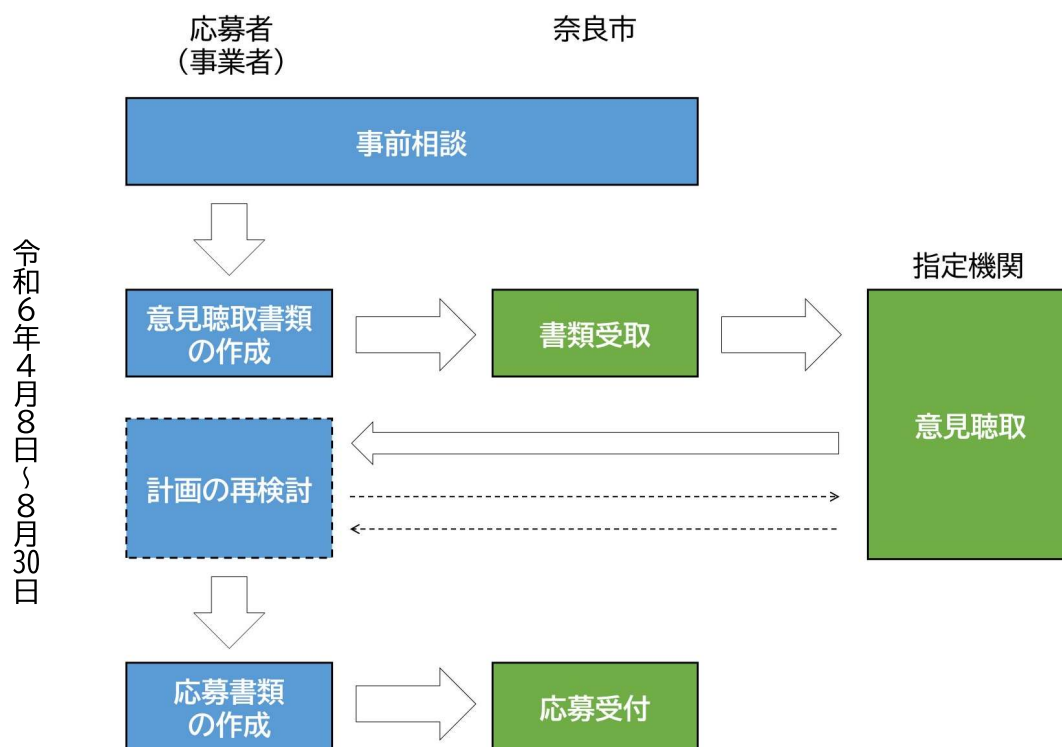
9 応募期間と手続きの流れ

【応募受付期間】 令和6年4月8日（月）から8月30日（金）

応募申請、補助金申請、事業実施に関わる手続きの流れは概ね下図のとおりです。

※応募までには時間を要しますので、早めにご相談ください。
(通常で1か月半ほどかかります。)

※応募書類の提出までに、事業内容(外観の意匠)の確認のための指定機関の意見聴取を実施します。



※指定機関：奈良市が奈良町の町家の保存のために、補助金を効果的に運用するために指定する機関。
名称：「奈良町家塾」（奈良町の町家の設計に精通している建築家等で構成）

10 事業実施期間

補助金交付決定の日から令和8年2月28日（土）まで

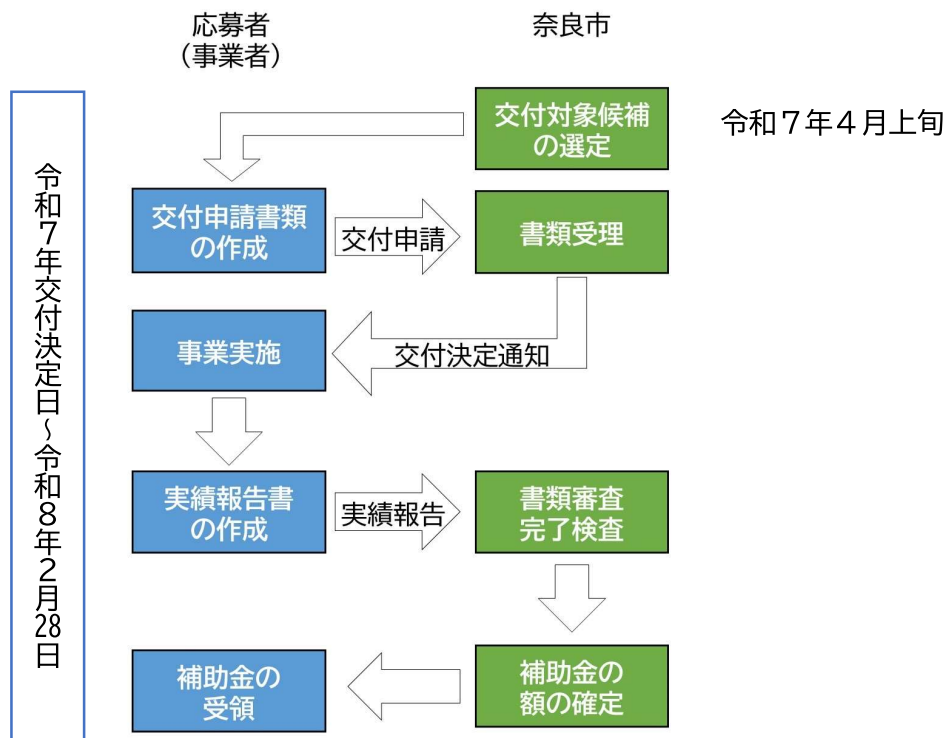
【注意！】

※補助金交付申請受付から交付決定通知までおおよそ1か月かかります。

※交付決定の日以前に着手または完了している事業は交付対象となりませんので注意してください。

※必ず事業期間内に工事を完了してください。

11 事業実施の流れ



12 留意事項

(1) 維持管理について

補助を受けた建造物については、適正に維持管理をお願いいたします。

「奈良市補助金等交付規則（昭和59年4月27日規則第23号）」に基づき、以下の行為を実施した場合は、補助金の交付決定の取り消し、返還等を命じることがあります。行為を実施する場合は、事前にご相談ください。

- 補助金を他の用途で使用したとき
- 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に基づく市長の処分に違反したとき
- 補助事業で整備した建造物の財産について、事業完了後10年以内に、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して、使用、譲渡、交換、取り壊し、貸し付け又は担保したとき

(2) 情報の公開について

審査過程の公平性や透明性を高めるため、また、本事業の普及を図るための各種報告、広報活動等において、補助対象物件の名称、所在地、事業概要（事業費、補助金額、修景前後の写真、意見聴取内容）等について必要に応じて公表しますので、あらかじめご了承ください。

(3) その他の手続きについて

本事業に係るその他の手続き（建築確認申請、景観法及びなら・まほろば景観条例に基づく届出等）については、各関係機関に直接お問い合わせいただき、応募者ご自身の責任で行ってください。

(4) 建物省エネルギー法について

本事業を活用して建築物を新築する場合は、同一建築物の補助対象外部分についても、規模用途に応じた各種義務を果たしていただく必要があり、書面等での確認を求め場合があります。

お問い合わせ先

奈良市 観光経済部 奈良町にぎわい課
〒630-8335 奈良市鳴川町37-4
TEL:0742-24-8936
FAX:0742-24-8937

※補助事業の内容に関するお問い合わせは奈良市 教育部 文化財課
TEL:0742-34-5369

メール: hojokin-syurisyukei@city.nara.lg.jp
応募詳細HP: <https://www.city.nara.lg.jp/site/naramachi/10259.html>

